

平成19年度第3回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成19年11月10日(土) 18:00~21:14
会場	静岡文化芸術大学 1階講堂
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、中山正邦委員、有高芳章委員、原陽三郎委員、岡崎英雄委員、秋山雅弘委員、井出あゆみ委員
欠席者	なし
傍聴者	175名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日経新聞、毎日新聞、読売新聞、NHK、静岡朝日テレビ、テレビ静岡、浜松ケーブルテレビ
浜松市	飯田副市長、山崎副市長、鈴木総務部長、齋藤企画部長、平木財務部長、市川地域自治振興担当部長、鈴木健康医療部長、河合人事委員会事務局長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、坂下

会議の概要

1. 第3回目の審議会で鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 補助金、外郭団体、人件費に対する市の取組みについて、市所管部からの説明と分科会での取組みの報告があり、委員による質疑、意見交換がなされた。
3. その他

会議次第

1. 開会
2. 審議事項等
 - (1)補助金について
 - (2)外郭団体について
 - (3)人件費に対する市の取組みについて
3. 閉会

会議の経過

1. 開 会

事務局長

皆さんこんばんは。土曜日の夕方、お集まりいただきありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から第3回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。

今回も委員10名全員のご出席をいただき開催します。

本日の審議は「市政経営」、「補助金」、「外郭団体」それぞれ3分科会のまとめ役から、審議経過についてご報告をいただくと共に、必要に応じて市の各部局からご説明をいただき、委員による質疑を行います。

それでは議事に移ります。

これより議事進行は鈴木会長が議長となり、会議の運営を行っていただきます。鈴木会長、よろしくをお願いします。

2. 審議事項等

(1) 補助金について

鈴木会長

皆さんこんばんは。早速、議事を進めさせていただきます。

分科会毎に審議していますので、それぞれの分科会のまとめ役から議事を進めていただきたいと思います。

最初は「補助金について」、補助金分科会のまとめ役である中山委員をお願いします。

中山委員

補助金分科会のまとめ役の中山です。

今回は補助金分科会が最初ですが、前回の審議会では補助金の現状を整理すると共に、補助金見直しのガイドライン作成にかかる論点を審議しました。

その後、補助金分科会では、第一次行革審の答申を踏まえて市の作成した「補助金見直しに係るガイドライン」案について説明を受けました。今日、お集まりいただいた皆様方と情報共有が出来るよう、最初に市から説明いただき、その後、私共委員から質問して質疑応答としますので、まず財務部長から説明をお願いします。

平木財務部長

財務部長の平木です。よろしくをお願いします。補助金に関して市の考え方、ガイドラインの考え方をお示しして行革審委員の皆様からのご指摘あるいはアドバイスをいただきたいと思います。

まず、基本的な認識です。前回、お示しをしたところもございますが、大きく3点ございます。まず一つ、17年の市町村合併によって補助金件数が倍増しています。これは前回お示したとおりですが、222件あったものが461件とほぼ倍増しています。そして中身ですが同種・同一の団体、あるいは同種・同一の事業に対する補助が並存しています。こういった状況につきましては、鈴木康友市政における基本方針である「ひとつの浜松」の実現が必要になってくる、そ

のために制度統一が必要です。

2つ目は、情報公開及び事後評価が不徹底だということです。情報公開、事後評価は、13年度包括外部監査で岡崎公認会計士、岡崎委員からご指摘いただきましたが、合併あるいは政令市といった流れの中で徹底出来ていなかったという反省があります。また、市民自らが確認し、あるいは評価できるという市民協働的な考え方を補助金にも入れるべきではないかという考え方で

す。

3つ目は、補助金といっても各々性格があり、例えば国あるいは県との制度と連動するものもあり、単なる奨励的なものもあります。こういったものは、一つひとつの性格による整理を加えていくことが必要です。特に奨励的なもの、一定の目的を達成することを奨め励ますような補助金はサンセット、要するに期限付きですが、その期限を徹底する必要があるという認識があります。

これらの認識に基づき、新しく「補助金の見直しのガイドライン」を作成し、20年度の当初予算から改革に着手していくのが基本的な認識です。

続きまして補助金のガイドラインの骨子、考え方を説明させていただきます。本日特に申し上げるのが「ひとつの浜松」の実現、いわゆる制度統一と情報公開等です。

制度統一はもう一度確認させていただきますが、17年7月の合併によりまして17年度当初予算ベース、旧浜松市で222件だったものが19年度当初予算ベースで461件と倍以上に増えています。浜松市の合併は12市町村の合併で、中山間地域あるいは都市部と分かれています。この中で、ある一定地域、旧市町村等に地域が限定された補助金が263件あります。これは19年度当初予算ベースでは、補助金件数のおおよそ6割程度を占めています。特に少額なもの、あるいは補助対象者が固定化しているものが非常に多くなっています。

そのため、制度統一を1番から4番の整理で進めたいと考えます。1つ目が補助金を統一する統合補助金。2つ目が同種・同一団体の補助について、団体ごとあるいは事業の統一。3つ目は自治会の補助金の統一。4つ目は、その性格から全市的に整理。その他と括るとオールマイティな形になってしまうので、補助金についてそれぞれ一つひとつカテゴリーで整理します。

1点目の統合補助金化です。統合補助金は先ほど申し上げたように少額あるいは多くの補助金は、補助対象者が固定化されているケースが多い。そういうものは市民にとって必要な補助あるいは事業なのか、しっかりとした検証がされ難くなっているという判断のもと、補助金を一旦廃止し、それを地域ごとにまとめる。具体的には区ごとに統合することで白地の補助金を作っていくということです。アウトラインですが、区単位で、区長の裁量で、地域協議会ではなくて区協議会で議論していただく。そして対象事業の選定にあたっては役所だけで決めるのではなく、市民から提案していただく市民提案制度を導入する。「まちづくり事業」は、17年の合併の時に、11市町村の枠組みはある程度残すということで導入したもので、「地域自治振興費」がその流れを汲みますが、ここに措置されている一市多制度のものも含め、統合対象になる補助金を決定していきたい。そして真に市民のための事業になっているか、徹底した事後評価と評価の反映をしなければならないということです。

これについては市民の方々に、例えば市川市ですが、市民の方々が自ら使い道を決定していく、一定額を決定していくものにしていく必要があると考えます。これは20年度から導入をしたいと考えています。

続きましてイメージで、これは叩き台ですが、市民の方々がこういった事業をやったらどうか、こういった補助をしたらどうかというものを提案していただくことが主です。今存在している補助金も、各種団体の方が区役所に言って、提案してもらって決定されるということも想定してい

ます。ただし、事後評価をして真に市民のためになっているかしっかりと評価し、その後の補助金、統合補助金の運営に生かしていくことが非常に重要だと考えます。

2点目が同種・同一の団体の補助の統一です。大きく七つほど同種・同一の団体の補助があります。国際交流協会、文化協会、体育協会、医師会、歯科医師会、土地改良区の工区の連合会、商工会等及び観光協会と分けをしています。こちらは方針を定めて20年度から制度統一できる団体から実施していきたい。具体的に想定していますが、国際交流協会、文化協会及び体育協会は統一あるいは先ほど申し上げた統合補助金のカテゴリーの中に整理していきたいと考えています。こちらは22年度末までに完全実施と考えています。

3点目は自治会ですが、昨年来、浜松市議会でも委員会あるいは決算審査特別委員会で、自治会の補助について浜松市のやり方あるいは旧11市町村のやり方がかなり異なっている。地域と自治会の距離間、自治会が地域において果たしている役割自体が各地域において多様であるということが出所であると認識していますが、「ひとつの浜松」という観点からすると多種多様な自治会等への補助金も統一する方向で整理します。統一方針としては4つあります。1つ目が旧浜松市の方式で「行政連絡委託方式」といい、旧浜松市は1戸あたり850円の委託費を自治会にお支払いして広報はままつの配布等を行っていただいています。この委託方式に基本的に全ての地域を統一します。また集会所、あるいは防犯灯の補助等も旧浜松市の方式に統一するのが基本的な路線です。ただ北遠地域等は、かなり広い地域において行政コストがかさむところもあるかと思えます。そういった地域事情に応じた加算措置は講じていきたいと考えます。また22年度までは激変緩和措置を実施していきたい。各自治会において、交付している補助金あるいは委託料の額がかなり違います。そのために3年間程度は激変緩和の期間をいただき、統一をしてまいりたいと考えております。20年度より着手し、23年度から完全実施できる形で考えています。

そしてその他の整理を行うものがあります。行革審の審議にあたり、行政が果たすべき役割はしっかり果たしていく必要がある。ただそれは一つひとつの業務等について理解と検討をするという前提だと、分科会等でもご議論いただいております。例えば過疎バスの運行は生活路線の維持です。あるいは通学費は非常に市域が広く、小学校あるいは中学校といった基本的なところで、バスを使わなければ行けない方々がいるという現実問題があります。そうしたところへの補助は行政の役割だろうと。あるいは幼稚園の奨励金、あるいは放課後児童会等についても「こども第一主義」の観点から、別途の整理、地域の事情を考慮する必要があるだろうと。過疎地における介護、あるいは診療等に関わる補助等も、地域の事情を考慮し検討すると。ただ、補助という形でやるべきなのか、あるいは違った事業という形でやるべきなのか、出し方の検討は当然あるが、こうした基本サービスは考慮しなければいけないと考えます。また利子補給、あるいは福祉施設の償還の助成は、例えばお金を、中小企業の方々が運用、運営費等についてお金を借りられた時の利子分を、行政の責任として補給したり補助したり、あるいは福祉の施設はペイするところとしないところがありますから、そうした施設を建てた場合の建設費に関する償還についての助成が各地域で行われてきました。こちらは基本的に新しい制度に統一していきます。ただ、今お支払いしているところはお約束ですので、その皆様方には責任を持って経過措置として維持していくという整理が必要だろうと考えています。こちらが制度統一の考え方で、相当多くの補助金がありますので、市としては制度統一は20年度から出来るだけ多くの補助金について整理を進めたいと考えています。

続いて情報公開についてです。情報公開は補助金はかなり多額で多くの件数にのぼる、あるいは市民の皆様身近なものに対してであるにも関わらず、議会にはお示しはさせていただいているが、分かりやすさ、あるいは市民の目に触れる機会という観点から、かなり不十分なもので

あると認めざるを得ないと考えます。このため情報公開は非常に重要で、公開方法を具体的に検討しなければならないと考えます。どのように公開、広報していくかは正直これからの課題ですが、第1回審議会で秋山委員からプッシュとプル、公開の考え方についてアドバイスをいただきましたが、今、市では「広報はままつ」はじめ広報紙があります。100%ではないにしろ市民の皆様方の多くに行き渡る形でお配りさせていただいているものですが、紙面は限られていますから、総体を記載させていただくと共に、いかに分かりやすく補助金の形、果たしている役割をお示しするかが課題です。プルですが、情報を細かく知りたいとおっしゃる方々に対してのケア、サービスが今、全国的にはあまりないところですので、個々の補助金につきまして、例えば調書を作りますし、評価も今後しっかりさせていただきたいと思いますが、そういった情報等も含めた個々の補助金についての詳細情報を、インターネット、浜松市のホームページ上等に置いて、情報を知りたい市民の方々は情報が取れるようにするということが重要ではないかと考えています。3番目ですが、そうした市民の皆様方の目も含めた視点で見ていくことが必要だろうと。それが補助金制度をいいものにしていく肝であり、第三者による評価、あるいは評価結果のお知らせをしっかりとやっていきたいと考えます。補助金制度は第2回審議会で認識として申し上げましたとおり、とかく固定しがちになりますから、こういった事後評価の徹底をいかにできるかが制度を上手く動かしていく肝だと考えます。

そして補助金の性格による整理です。こちらは現在、評価を進めていて、行革審での審議はもうすこしお時間をいただいているところですが、基本的な考え方だけ申し上げますと、一定の目的を奨め、あるいは励ますという奨励補助金は目的が達成されたか、徹底した評価をする。目的が達成されたのであれば廃止する。そうしたサンセットを徹底していきたいと思います。実際、何年かに集中して、そうした目的の達成のための措置をするということですから、サンセットに馴染むと考えています。行政代行的なものは、必要な業務なのかをまず判断すべきだと考えます。市役所の手の届かないところを肩代わりのようにいただいているものもありますが、そもそも必要なのか厳しくチェックする必要があると考えます。国あるいは県との連動の補助金は、国や県から補助金が入ってくるからいいじゃないかということが過去になかったかと言われればそうではないと思いますが、これも事業実施の判断、それはコストベネフィットでもあるし、あるいはコストに馴染まなくても高い公共性があると判断するものかもしれませんが、いずれにしても予算編成等の中で徹底してそうした議論をしていく必要があると考えます。ただ、補助金の例えば2分の1を国が持ち、4分の1ずつを県と市が持つ制度になっているにも関わらず、市が4分の1ではなく更に4分の1上乗せしているものがあります。これを「つけまし補助」と言っておりますが、これは市の予定された責任を超えてつけているものですので、補助金として徹底した見直しを行う必要があると考えます。最後に団体運営費の補助です。これは人件費の補助の性格が強いものです。岡崎委員からいただいた包括的外部監査の中でも厳しく指摘いただいております、実績を踏まえて見直しをしていると考えますが、例えば社会福祉協議会等につきましてはまだ大きな人件費補助がございます。こちらは外郭団体での審議等も踏まえて判断する必要があると考えます。そしてこれらについて新しい基準による評価を実施していきたいと考えています。一番大きく変わったところは、今回、経済性（費用対効果）を入れています。第1回審議会で、費用に対する効果も含めて評価すべきではないかというご指摘をいただきました。点数化をした上で一次的な判断を機械的な形で行いたいと考えます。そうした評価をした上で最終的な予算編成等での評価、決断をしていくわけですが、少なくとも評価としては数値的に行いたいと考えております。

4番目にスクラップ・アンド・ビルドですが、これは行革審でいつもご指摘いただいております

が、行財政改革自体が市民に還元されるべきものという観点でご審議いただいておりますので、当然「共生共助でつくる豊かな地域社会」という、鈴木市政での一つの基本的な考え方の実現、市民協働の実現等に資するものについては、当然新設する必要があると考えております。ただ、その際にスクラップ、廃止あるいは縮減を徹底する必要があり、それが枠となって総枠に対する増圧力を消していくということです。そういったことで市民に役に立つ補助と、行財政改革が両立するだろうと考えております。またビルドにあたっては当然サンセット、期限付けも徹底していきたいと考えます。

最後に、まず一時的には補助金を議論いただいておりますが、前回申し上げましたとおり、補助金と市役所で整理しているもの以外に、例えば繰出金、随意契約による委託料などの補助金的なものがあります。その中で個人に対する給付として、例えばバス・タクシー券等があります。バス・タクシー券は19年当初予算から見直ししていますが、前回委員の方から所得制限等についてご意見もいただきましたので、20年度から所得制限を設ける等の見直しを行っていきたいと考えています。また、こうしたものは少子高齢社会の進展において、どういった財政的なインパクトになるのかを見極めて、見直しを実施していきたいと考えます。また補助金の執行体制について、もう少ししっかりするべきではないかと監査委員からの指摘がありました。これは事後評価も含めた適正性を担保する仕組みを設けていきたいと考えます。20年度当初予算から市議会にご提案し、着手していきたいと考えております。

中山委員

はい、ありがとうございました。我々補助金の分科会では、今、財務部長から話があったことをもう少し細かく聞いていますが、内容は我々分科会でも認識しています。全般的に言いましてこのようなガイドライン、評価基準はいわば見直しの大方針の理念で、これは概ね我々も理解しているわけですが、次の問題として、これらの方針に基づいて具体的な策をどう練るかが非常に重要になってきます。具体的な部分を含めて、私共分科会で出された問題について、いくつか私から説明させていただきます。

先ほど、統合補助金という新しい名前が出ました。これは区の裁量権を拡大し、統合補助金制度を創立することは私共行革審からも提案していますので非常に結構だと思いますが、ただ、区の行政能力が問われ、また職員の資質向上も当然つながってこないとおかしくなりますので、これからはやはり区の中で統合補助金が出来た、そしてそれをどういう格好で出した、そしてどういう格好でチェックしていく、というPDCAのマネジメントシステムがどう機能するかが非常に重要になってくる。事後評価も、どのような組織が評価するのか、そしてまた評価の所在、責任の所在を明確にする必要がある。そのためには何らかの書式、様式を作り、それを活用する仕組みがどうしても必要になる。岡崎委員の13年の包括外部監査の問題が出ましたが、やはりこれを継続してやっていくというシステムを作らなければならない。統合補助金についても、事後チェックのシステムを作っていかなければならないと思います。

また同種・同一団体の補助金ですが、これも「ひとつの浜松」を形成していく上でどうしても必要だと思いますが、団体を統合する前後で補助金と同額では行財政改革の意味がない。即座に削減することが難しいと思いますので、1年とか2年の経過措置を含め将来的には削減するような方針を統合的に示すのが重要だと考えます。

それから次に自治会の補助金について。これも先ほど出たお話で、自治会の補助金は旧浜松の委託方式へ統合するという方向性は一定の評価をします。そもそも、現行の世帯あたり850円という委託単価を検証する必要があると思っております。そして、自治会への委託について旧浜

松市とそれ以外の地域の経過措置等のイメージ図を市の資料に基づいて画面に示しています。市の案は、画面の青色の部分が区役所業務の増額分であると聞いていますが、区の設置によるコストアップは極力避けるべきであり、組織の拡大で税金が使われています。旧浜松市は委託料の基礎額部分(黒色の部分)がありますが、区役所からも発送物があるということで一部を区役所業務分として上乘せしています。そして旧浜松市以外の地域は、赤色の部分は4年を掛けて激減緩和をしながら削減していく。しかし一部の地域は広大ですから「過疎辺地加算分」(緑色の部分)をやはり加算しなければということで、23年度以降も、一部地域は過疎辺地加算分、区役所業務分、委託料基礎額の3つが続き、各地域によって非常にバラバラになる。これを見ても、区を作ることでこれだけコストが上がるのはいかなるものかということです。

続きまして、施設整備に補助金を出したうえ、借入金の償還や維持管理費まで助成しているケースがあると聞いています。画面では市の資料に基づき、そうしたケースの総額が38億1千万円であるという予算規模を示していますが、こうした丸抱えの制度自体が問題ではないか。この辺も、やはりもう少し深く掘り下げて考えていかなければいけないと思います。

続いて情報公開ですが、補助金の情報公開はやはり全てを出していく。ペーパーで一部を出し、更に必要な方はインターネットで見ただけであれば分かるという仕組みで、市民に分かりやすい常識的な言葉で伝えてもらいたい。19年度の補助金の予算でちょっと多くなっているのが、例えば日赤の移転補助金は20年間で約47億にも達するというのですが、合併時に非常に多くの負担を背負い込んだ。こういう経緯を含めて、情報公開、説明していく必要がある。合併で旧浜松市の負担が増え、色々なものがこれから出てくるのではないかと思います。是非、しっかり情報公開していただきたい。それから評価基準で公平性の原則をうたっていますが、ともすればバラマキ的な補助になる可能性があるのも、是非この点は十分注意して公平性を考えていかなければならないと思います。

まだまだ色々な問題が出ておりますがここで打ち切りまして、今、私から補助金分科会での主な意見を少し申し上げました。これについて市から何かお話があればお願いしたいと思います。

平木財務部長

自治会補助金については、地域自治振興担当部長が来ておりますので、そちらに答えさせます。私は1、3、4でご指摘いただいた内容について考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず統合補助金をご指摘いただいたように、区の実力が如実に現れるとやはり思います。市民の皆様のご提案等を上手く吸い上げることが出来るのか、あるいは旧態依然になるのかは、こういった仕組みは全国的にもあまりないですが、例えばしっかり内規を作る等で、財務部としてバックアップしていきたいと思います。しかし基本的には区の役割及び事後評価が極めて重要になってくると考えます。その中で様式についてのご指摘はまさにその通りで、実際、評価を意識するケースが、こうした様式もないためにあまりないですが、決裁等の際に評価を意識することは補助金だけの話ではないと考えます。

同種・同一の団体についての補助の統一ですが、これは補助金に限らず、マイルストーンといいますが時間的な目標も含めた計画をしっかりと示すべきとアドバイスいただいておりますので、しっかり受け止めていきたいと考えていますし、少なくとも補助額が同額、あるいは増えたではないかということではなく、統一による行財政改革効果を各団体には求めていきたいと考えています。

続いて「施設整備及び維持管理補助金の併用について」で、イニシャルにもランニングにも補助金が出ているというご指摘です。こちらは特に社会福祉施設、例えば障害を持たれている方、

あるいは老人福祉の施設等を建てる時の施設整備及びランニングの運営費の補助という形で出ているケースがあります。保育所も、保育所を建てる時の経費及び運営費補助という形で出ているケースがあります。行政で、民生費あるいは扶助費と言うものですが、いわゆる福祉関係が今、極めて多くなっています。福祉関係はなかなか難しいところもあり、どのレベルの補助が適切なのかは頭を悩ませています。少なくとも市民の皆様方に、こういう形で補助が入っている、行政はこれだけの資産を投資しているとお示しし、ご理解を頂かなければならないと考えています。ただ、いずれにしても私もこういった形で施設整備と維持管理のケースとを併せて見たことが正直なかったものですから、ご指摘いただいて新たな視点で整理して、考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

最後に情報公開は、市民の皆さんに分かりやすい言葉でというのが、言うは易しになっていると思います。行政に一番欠けているところだと考えますので努力しなければいけないのですが、民間の方に見ていただくの工夫等も必要かなと正直考えております。

あと合併時の話ですが、実際、新市建設計画等、合併の際に作った約束事がありますが、それを財政的な負担という形で説明したことは、そんなになかったと確かに思います。第2回審議会で、山崎副市長から合併の際の経緯もしっかりオープンにしていくべきという方針を示していますので、しっかりやらないといけないと考えています。

評価基準についてはこのとおりだと考えます。

市川地域自治振興担当部長

地域自治振興担当の市川です。2について説明したいと思います。

まず一点目の一世帯あたりの850円の算出基礎ですが、自治会は旧12市町村で考え方が本当にまちまちでした。浜松の場合は自治会はあくまでも行政組織の外の、住民の皆さんが任意で作っていらっしゃる組織で、運営は当然会費でやっていただくことを基本に考えていました。一方、旧11市町村は行政の一部という感覚が結構強く、運営費という形で補助金を交付していたということがあります。今回、浜松の委託料方式に統一するわけですが、まず「ひとつの浜松」の実現、一つの制度に統一することを最優先に考えましたので、その中でこうした激変緩和を設けています。したがって、3年の間は様子を見たいと考えております。

それから2つ目の、区の設置によるコストアップは避けるべきという指摘ですが、ただ今申し上げた調整の話と関わってきますが、統合後の委託料とその総額は、統合前の委託料と補助金の総額を超えない範囲で調整したいということで、可能な限り縮減を目標としました。この結果、旧11市町村はかなり減額の要素が大きくなりますので、過疎辺地地域の加算とか激変緩和をやることにしました。また特に19年度からは「地域協議会だより」という地域協議会の刊行物を全市配布することになり、委託業務が随分増えましたので、これは増要因として加味したいと考えましたが、一律、委託基礎部分に加味しますと浜松がかなり増えてしまうので、地域間のバランスを取りたい、ある程度均等になればという思いで、区役所業務分として、その区役所への配分という考え方を取らせていただいたものです。

中山委員

ありがとうございました。今、市からお話を聞きましたが、これ以外にも補助金分科会では色々な意見が出ています。その意見を委員から披露してもらいます。まず有高委員からお願いします。

有高委員

今のやり取りの中で、まず自治会の補助金について何点か意見と、お聞きしたいことがあります。そもそも旧浜松でやっていた世帯あたり850円という基礎額部分を、今説明してもらいたいというわけではないが、委託単価の根拠を含めて見直しが当然必要ではないかという意見が出ています。

区役所が出来て、その業務分が増えることはある程度理解できるものの、ここは極力下げていく、増えないようにするべきだと。それから黒色の委託の基礎額部分は当然、多少なりとも減らす努力が必要ではないかと思います。

区役所業務分が「地域協議会だより」の配布が発生するということでしたが、それでは地域協議会が今後なくなった時にその分下げるのかという話になってくると思います。図はイメージですからこの高さが云々という話ではないですが、全体的に発想を変えなければ、トータルが下がればいいということだけではないですから、是非今後考えていただきたいと思います。

それから区が出来てその業務で増加すると、80万人の浜松市に7つも区が出来てしまったものだから、一つひとつの区に対しては少額であっても、7区分が増えるわけですから、少額だからいいという考え方でなく、市全体であれば大きな金額になるという考えを是非持って、自治会の補助金もしっかりと考えていただきたいと思います。

中山委員

何かコメントがありますか？

市川地域自治振興担当部長

今回12市町村のバラバラの制度をまず統一させていただいて、この3年間の中で様子を見ながらこの先のことをしっかりやっていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

中山委員

今、有高委員も述べましたが、区が増えればその分だけ増えるというような考え方ではなく、従来の浜松だったら浜松一つで良かったわけですので、補助金とは少し変わりますけども、やはり区の問題は真剣に組織の問題も含めて、我々としても考えなければいけないと思います。

原委員からお願いします。

原委員

原でございます。私は初心者ですので色々勉強会に出席させていただいて知識を得たのですが、補助金がどのように適正さを保つか、どのようにして公益性を担保するかについて、市の今後の方針、ガイドラインの説明が今部長さんからありました。その感想を言わせていただきます。

補助金が461件と非常に件数が多いので、一つひとつについて公益性を備えているかの厳正な審議がされていないようです。地方自治法では公益性のある場合には補助金を出してもいいという規定があるので、公益性の有無が要件になりますが、はっきり公益性があるかの審議がなされていない気がします。情報公開のところで、現状では議会に対しても、予算に関する説明書、決算時の資料として補助金名、補助金額や交付団体を記載した「補助金交付団体調」で報告しているとの説明がありましたが、議会でも公益性の審議は行われていないようです。だからこそ評価基準を新しく作り、公益性があるのか、程度はどうか、あるいは補助の公平性があるのか、あるいは費用対効果の関係でどうか。つまり、これだけの補助金を出し、それだけの効果が本当に

上がったのかをチェックしなければならないから、評価基準を早急に作らなければならないと言われているんだろうと思います。そこで補助金の数が多過ぎますから、まずもっと整理・統合して数を減らし、公益性をチェックしやすいようにするという意味で、前回の審議会でもっと減らしたらどうかという話をしました。そこで、まず裁量的な補助金について各区にバラバラに交付されていた色々な補助金は今回「統合補助金」という新制度を設け、区にその執行を任せるということが先ほどガイドラインで説明されました。それから、同種・同一の団体について個別に交付されていた補助金は、団体そのものを統合、一本化して、そこに補助金を出すということです。いずれにしても行政を簡素化し、補助金の公益性をチェックしやすいようにするということだろうと思います。そういう意味で、市の提案された補助金見直しガイドラインには私は基本的に賛成します。ただ既に動き出している補助金は、スタート時での公益性の審議が本当に厳密になされていません。そのまま動いてしまっているのではと思います。ですから、そういう補助金は事後チェックを厳格に行うことで、補助金が適正だったか判断するしかないと思います。それではどのように補助金が使われたのか、その効果はどうであったのか。つまり補助金の目的が達成されたのかをチェックすることが必要で、その結果、その補助金はあまり必要性がないとか公益性がないということで、高額に過ぎるとか、もっと額を下げてもいいとか、そういう結論になったらそれを次の年度に反映させていけばいいと思います。それから新しい制度の統合補助金ですが、これは各区にまとめて補助金が交付され、区長さんの裁量で執行されるものです。先ほど中山委員、財政部長も区の行政能力が大丈夫だろうか、とおっしゃっていましたが、うけたまわるところでは、区長さんは部長クラスの方で、行政のベテランですから、大丈夫だと私は信じてはいますが、しかしながら評価基準にしたがって、例えば公益性があるか、どの程度かと判断することは、考えてみると非常に難しい問題です。公益性とは何だろうと考えると、要するに、区民の社会生活全体としての向上発展という極めて抽象的な言葉でしか表せないと思います。ある組織なり、ある活動なりに補助金を出すことが、その区民全体の向上発展に繋がるかどうかという問題ですから、その判断は非常に難しい。そしてまた、他の団体との公平性、費用対効果の問題も考える。そうすると、非常に難しい問題ですので、区長さんはそういう点について十分認識され、責任を持ってやっていただきたい。新しい評価基準が出来ますので、それを勉強していただき、それに基づいて適正にやっていただきたい。今までこの補助金が出ていたからいいではないかという安易な裁量でなく、厳正にやっていただきたいと思います。そして、そのためには事後チェックも極めて厳正に行われなければならないと思います。最終的には補助金が適正に運用されたか、効果が上がったかを判断するのは市民の皆さんであると私は考えます。そこで皆さんがそういう判断をするのに必要な情報を公開する。そういう意味で情報公開が非常に重要な問題になってきます。ですから、補助金については全て公開、情報公開するということで徹底していただきたいと思います。最後にちょっと細かい問題ですが、統合補助金の中に区の「まちづくり事業補助金」というものがありました。各区に一律300万円を交付するということですか？

平木財務部長

おっしゃたとおり、今年から補助金として300万円を交付しています。加えて、合併時の引継ぎの中で、例えば引佐町なら引佐町のある団体への補助金だとか、あるいは水窪町なら水窪町の何かのイベントに対する補助金だとか、そういったものもまちづくり事業という予算枠があり、その中で補助金として出されているものもあります。

原委員

区の「まちづくり事業補助金」は一律に300万円を各区に交付することになっているそうですが、各区一律に300万円ずつというのは極めて公平のようですが、具体的な実態に即して見ると公平でないという考えもあり得ると思います。やはり各区で世帯数も人口も年齢による人口構成も産業の状態も違い、色々違う要素があるので、それらを考慮して補助金を算定するのは極めて難しい問題なので、とりあえず300万円でスタートということだろうと思いますが、必ずしもそれが公平だとは言えないと私は考えます。

中山委員

先ほどから事後チェックということで色々言われておりまして、市の事後チェック体制と、我々補助金分科会で考えました事後チェック体制がありますから、有高委員から説明してもらいたいと思います。最初に市の体制、その後、行革審案でお願いします。

有高委員

行革審の提案、方法論の一つということでお聞きいただきたいと思います。こちらの図は市の事後チェック体制です。青色の部分が事後評価になりますが、市民や団体からの実績が区役所に報告され、それを仮称ですが区評価委員会などの当該、当該区以外の市民、あるいは団体が構成した組織で事後評価をするということです。

これが行革審側からのイメージですが、まず区役所からの補助金交付。が実績報告書の提出。で区役所から事後評価のシートを市の評価委員会に送る。所管部長なり区長、あるいは市の評価委員会がそこで一次評価することになります。そしてで基準見直し、あるいは次年度の予算反映があれば、区役所の所管課にまた送ることになります。こういう括りが良いかどうか分かりませんが、少額、あるいは比較的軽微な補助金はこういう形で、それを基準報告にして、第三者機関、例えば行革審のようなところに報告するシステムがいいのではないかと。

次の図は多額、あるいは重要な補助金はもっとしっかり外部評価すべきということで、補助金交付、実績報告書提出、事後評価シート提出は先ほどと同じですが、一次評価を終わったものについて、一次評価書を第三者機関に提出し、それを二次評価、あるいは方法としては公開審議会のようなところでしっかりとした外部評価を行う。その評価結果を所管部長、あるいは区長、市の評価委員会にフィードバックし、次年度予算に反映していくという形が外部評価もしっかりできていいのではないかとというのが、私達補助金分科会の中で出た案です。

是非こういったことも加味しながら、事後評価のシステムを作っていただければと思います。

事後評価が大事だというのは皆さんもご存知と思いますが、例えば単年度で終わるような補助金の場合、事後評価した時はもう既に結果として終わっていますから、区役所から区協議会などに行きます(事前の)内容審査もすごく大事だと私達は思います。ここまで外部審査をするべきだと言うつもりはないですが、統合補助金の場合は特に区長の裁量が大きく出てきます。当然、区長、あるいは区の職員の方、優秀な方が揃っているので心配ということではないですが、やはり、こうした行政能力、共に色々なものが進化していきますので、区長はじめ職員の更なる資質向上も、課題として永続的に出てきます。是非こうしたところもしっかりとお願いしたいと思います。内容審査も事後評価も、やはり意識とシステム、仕組みが本当に大切です。当然、市役所職員の方、あるいは役職の方は替わられるのが前提ですから、平木部長がいなくなったら駄目になっちゃったと言われたいよう、是非しっかりとシステムの構築をやっていただければと思います。

中山委員

事後フォロー、そしてまた事前の評価についても、是非こうしたイメージでご検討いただければありがたいと思います。一種の政策マネジメントサイクルのシステムの確立、評価システムの確立を我々は是非やりたいと思います。それから実績評価方式や目標管理システムの確立。これに責任体制をどう組み込むかということをお前回やっていきたいと思いますので、よろしく願います。他の委員の方も是非意見を願います。

鈴木会長

今の7区に300万円ずつというのは、言い方が悪いけど、19年度の予算としておやりになったことです。だから来年度も300万円で続けますということではないと理解している。7区で一律300万円というのは人口の問題、道路の問題、遠距離とか環境相違ということで本当にいいのか。まず統合補助金を区でやるのは一つの方法だと思うけれども、どういう割合で配分するかという問題を明確にしておく。それからもう一つ、区長さんが替わると物事が変わるということにならないよう具体的な統一基準が必要。どういうものには出してよい、どういうものにはいけないという統一基準を明確にしておくこと。それがサイクルで事後に評価されることになりますから、各区に一律というのがいいのかというような問題と、統一基準をまず作って初めからはまとまらないでしようから、だんだん直していけば良いと思います。今の話の中でやってもらいたいと思います。それで、少額の補助金ですから、市長、区長が替わったら、また区が変わるといようなことにならないよう統一基準を明確にしておいて。それから私、今基本的な問題だけど、補助金というのは正に補助金なんです。だから1円でも減ることに対して、市民の皆さん、非常に関心がある。急に増えましたね。461件で総額159億円。159億円が補助金という名前で出されているんですが、繰出金という名前の赤字を補填するという補助金や、委託手数料という補助金、いくつもの名前で実質補助金が出ている。合計すると500億円近くなると私は見ているんです。しかしこの500億円は、皆さんにとっては俺のところはどうなるんだっていう、もう貰えるか貰えないか、増えるか減るかということ。そういう点で私は情報公開が一番重要だと思うのは、皆さん、自分のところで10万円貰っていることは分かっているけど、一般会計約2400億の中で補助金的な色彩の強いものが4~500億円もあるとは誰も知らない。その情報公開を明確にやって、補助金の件数を減らすことも重要ですけど、絶対金額を減らすことがもっと重要です。さあ、60万の人口に20万人増えて80万人になった。納めている税金は増えたか減ったかという絶対が増えても減ってもいない。だから60万人だろうが80万人だろうが、税金を納めて総額は固定していますから、今までのサービスが受けられるのではないかと思うけど、ご承知のように政令市になったことで、県道もこっちに移管になったり、あるいは要らないと思った区役所まで作ったから、余分なことが作られているからコストがかかってしまっている。そうすると分捕り合いをやることはもう出来ない。介護、福祉、少子化の問題ということに予算を使っていかなければいけない。今、水窪へ行っても、今までの水窪町役場より人が減って云々ということが言われている。では、旧浜松市民が、合併して良かったと思っている人は誰も居ないと思うんです。居るかもしれないけど、私が言うのは精神的な問題は別として、増えたとか減ったとかいう点では。そうすると福祉だとか、子育て、あるいは老人の皆さん方の介護、ハンディキャップの方々にもっと充実してお金を使わねばいけないから、みんな節約しなければいけない。そうすると補助金を削ることが一番重要になってくる。こうなるから、その辺を、やはり今までの情報公開をきちんとして、名前は変わっているけれども4~500億円あるということを、まず市民の皆様にご理解いただくこと、基礎的なことからやらないといけない。情報公

開で、今まで繰出金とかなんとか言ってきましたけど実は補助金ですということを明確に市民の皆さんにお知らせしておくことが非常に重要だということ。それともう一つ。補助金でさっきの区役所の300万円の問題も、地域協議会でやるのか、区協議会でやるのか、自治会がやるのか、市議会議員がやるのかは、あっちからもこっちからも出たら収拾がつかなくなる。その辺もあまり組織を多層化すると混乱する源になるから、今4層になっている自治会、地域協、区協、市議会をどう簡略化して、住民、市民の皆さん方の地域のまとめをやっていくかという組織論まで入らないと、大変な事になると私は思います。461件を200にするか100にするか。159億円を50億円にするか30億円にするか。それから他の名前で出ているものを入れて500億円をどうするか。この辺のビジョンをやはりきちんと作らないといけない。だから行革審でもやりたいと思っているんです。けども、まず皆さん方(市側)が私達ならこうしますという案を出さないと。そんなものは行革審でやってくれればいいじゃないかという、あんた達は何やるとるかということになりますから、やはりそういう基本を示してください。もっと具体的に。それだけお願いをしておきます。

中山委員

大変ありがとうございました。今の発言も踏まえて、是非次回の勉強会には、今のをもう少しまとめまして、人の意見を聞きながら、我々の意見も言いながら、20年度の予算編成に向けたより具体的な見直し案を示すことができるのではないかと思います。是非そういう格好で市も案を出していただき、我々も研究していきたい。先ほどから言っておりますように、人が替わってもそれが続けられるシステムをまず作ること。それから今年、来年といってもなかなか出来ない問題もありますから、必ず複数年度のタイムスケジュール表をもってシステムを確立していくところまでは必ずやっていきたい。そして何度も出ていますが、情報公開のシステムの確立という問題も踏まえて、次回までにやっていきたいと思います。以上で他の方の意見を聞く時間も過ぎていきますから、補助金分科会のとりまとめを終わらせていただきたいと思います。

鈴木会長

ではこれで補助金を終わりにして、次は外郭団体に移りたいと思います。

(2) 外郭団体について

鈴木会長

外郭団体は、まとめ役を岡崎委員にお願いしましたので、岡崎委員からまずお話をいただきたいと思います。

岡崎委員

外郭団体分科会のまとめ役の岡崎です。前回の審議会で22の外郭団体の現状を整理し、市の関与に関する問題点、外郭団体の見直しの視点について審議しました。その後、外郭団体分科会では第一次行革審の答申を踏まえ、市が作成した外郭団体に対する市の関与の方針案、22の外郭団体が現在抱えている課題、また外郭団体個々の問題としまして、特に市民生活に関わり合いの非常に深い医療公社の現状とその課題について説明を受けています。今日まず始めに市が外郭団体に関与するときに、どういう基準、物差しで外郭団体と関与し、それを見直していくかという物差しについて、今まで審議してきたことを説明し、その後、一番関心のある一番目の問題と

して医療公社について審議していきたいと思います。始めに、市が外郭団体に関する物差し、どういう物差しで見るんですかという点を、皆さんと同じ共通の情報を持つために、企画部長から説明していただきたいと思います。

齋藤企画部長

企画部長です。外郭団体に対する関与の方針を説明させていただきます。一番目として、外郭団体の実態の検証を公益性の問題、公益性があるか。あるいは経営の健全性、透明性の問題から検証します。二番目にその検証に基づき、市の支援、指導方針を決定します。三番目に、外郭団体への対応、具体的にどう指導していくのかを決めます。外郭団体への対応パターンとしては、存続できない外郭団体への対応、存続が可能な外郭団体への対応。情報公開は市、外郭団体の双方についてどうやっていくか。外郭団体へ出資したり、出えんという寄付を行っているので、その率の見直しを検討していく。最後の四番目として、こうした内容をどういった工程でやっていくかを説明いたします。

図(資料P.3)は実態を検証する場合の今現在の形を図式化したもので、左側が行政である浜松市、右側が普通の営利活動を行う民間の企業、外郭団体はその中間に位置し、市民サービスの提供を市に代わって提供していくような公益性の大きいものから、民間企業に近いような公益性の少ないものまでやっている。市から外郭団体に対しては、委託を行っていたり、補助金を支出したり、貸付、税の減免などをしていくという便益を提供しているという実態があります。

それから市が支援、指導する理由として、公益性の検証をしていきたい。設立時に事情があって設立していますので、その検証をし、今は実際どうか、情勢に変化はないのかをしっかり確認し、現在の支援はどう行っているか、それによって市民福祉は向上しているか、さらに民間でも同じことを行っていないかを検証し、その団体の活動が市民のためになっているのかも検討したいということです。

20年度から公益法人制度改革が国で始まりました。法律改正によって行われまして5カ年の猶予がありますがけれども、公益性を検証し、公益性があると判断された財団は、公益財団法人、それ以外の財団は一般財団法人になって税などの優遇制度が受けられなくなるということもあります。その制度構築がどうなるかを見守る必要があると考えます。

外郭団体への市の出資、出えんの状況ですが、50%以上出資、出えんしているのが11団体、半分です。50%未満が11で計22団体です。100%出資の団体もあれば、公園緑地協会のように出資がない団体もあります。

経営の健全性や透明性の検証で、経営が健全に行われているか、しっかりと外部の目で見られているか、市に頼りすぎていないか、事業の内容は適切か、経営の状況の透明性を確保しているかということを検証し、強い経営基盤と、外郭団体の内容の情報公開が必要だという観点から検証していきたいと考えます。

次(資料P.7)は、市の支出への外郭団体の依存度で、「依存度」は外郭団体の総収入の中で、市の支出、補助金や委託料や負担金、交付金、貸付金と様々な名目を出していますので、その割合によって示しています。結果として、出資割でやるのと同じように50%以上依存している団体が11団体。50%未満ではあるが市に依存しているという形が見られるのが11団体でございます。

支援、指導方針の決定を行うために、市の支援をどうするか考える中で、個別の事業の支援、団体の運営への支援、これを廃止または縮小するか、あるいは継続するという見極めをしたい。また市の指導監督はどうかですが、外郭団体である以上、例え出資が1%でも指導監督の責任が

ありますので、関与していきます。

外郭団体への対応の方針です。一番目として、存続できない団体という結論になった場合は、まず統合を検討し、統合候補がある場合には外郭団体同士で市が間に入って協議し、統合となった場合は、市から負債等への対応の検討だとか、手続き等の支援、それから職員の再就職の斡旋等を行います。統合候補がない場合は、廃止せざるを得ないので、財政的な支援、例えば損失補償契約がしてあれば、それに基づく財政支出も止むを得ないのでと考えています。この時は職員の再就職の斡旋が重要な課題となります。

存続可能な団体は、経営体質の強化、改善を図ることが必要だと考えており、体力がある団体は継続しますが、健全性を維持することが重要です。体力のない外郭団体は、負債などに対する自立のための支援を検討していく。そういったことをする場合は、市民や議会などの理解を得られることが必要だと考えています。健全経営のための支援、指導ということでは全外郭団体に言えることですが、経営基盤の強化のための指導、委託料の内容など財政支出の内容の見直しが必要です。

次に情報公開の問題です。一点目に、市から外郭団体への事業の関与、関与の内容を、情報公開していく必要がある。二点目に、浜松市 財団、あるいは浜松市 公社など、市の関与が大きな団体はそういう名称でいいとしますが、関与の小さな団体は、こうした名称を使わせないよう限定していきたい。三点目に、外郭団体そのものから市民や会員等への情報公開が必要で、定款・寄付行為はもとより財務諸表等も含まれます。四点目に、経営への外部の視点を導入することが必要だと考えます。専門家によるチェックが必要です。

出資、出えんの率の見直しは、市の関与の仕方によって、出資をしている割合を増減してもいいのではないかと検討も行っていきたいと考えます。

これまでの関与の方針に基づく目線での工程をどうするかは、今後、外郭団体にヒアリングし、関与の仕方等について調査を行って、団体ごとにその改革方針を検討し、いつまでに何をやるかを公表したい。それから実施に移していきたい。「個別対応」にあるように、医療公社など個別に行革審を含めて集中審議していただく等、前倒しが可能なものは、個別に出来るものから改善着手していきたいと考えます。

個別の外郭団体に対する関与の方針案は、22の団体に対し色々な方針で調査、ヒアリングに臨み、市の関与の内容を決定するわけですが、それぞれにつき中身を見ていただき、その後また私共は決定していきたいと考えます。まず個別の団体毎に御覧いただきたいと思います。22団体を簡単に説明させていただきます。「改革・改善の方向」は、現在私共が持っています行政経営計画に基づき、各団体が経営健全化計画を作っていますので、その内容と今現在の方向性を示しています。

一番目の「財団法人浜松国際交流協会」です。依存度が約6割、58.5%を市の支出に依存していて経営基盤が弱いということが分かります。合併で市内に複数の国際交流団体が並存し、それぞれに個別に補助金を交付していますので、その点に課題があります。

二番目の「財団法人浜松市建設公社」です。土地を売る事業を行っており、「ゆう・おおひとみ事業」に伴う含み損が大きいことが課題です。しかし改革・改善の方向にあるように、20年度末までに完売し、21年度末で公社を解散していきたいというのが今現在の方針です。そして土地事業以外は「まちづくり公社」に、解散までに処分できなかった分譲事業は「土地開発公社」に引き継ぎます。債務が残った場合は、市が損失補償を行うことが課題です。

三番目が「浜松市土地開発公社」です。市の100%出資です。これは特別な法律に基づくものです。取得後5年以上経つ長期保有土地の処分が課題です。改革・改善の方向としては計画的

な土地の処分と、簿価と時価との含み損を公表して明らかにしていく。

四番目は「財団法人浜松市文化振興財団」です。依存度が60%を超えており、全体額18億1千万円を市が支出しています。それから指定管理を受けており、非公募となっていて、管理料が14億7千万円です。改善・改革の方向として、委託事業を競争入札にすることと、公募による指定管理者の選定が求められています。

五番目に「財団法人浜松市体育協会」です。ここも61%を市に依存している。改善、改革の方向としては、管理経費や人件費の削減。それから様々なスポーツ団体との連携で、市民協働による事業展開を行っていく方向性を持っています。

次の「社会福祉法人浜松市社会福祉協議会」です。課題は、補助金が3億2千万円交付されている。それから市から委託している20事業の全てを随意契約で行っていること。改善・改革の方向として、民間で受託が可能な事業は競争入札を行っていくことが方向性として出ています。

「社団法人浜松市シルバー人材センター」です。ここは社団法人です。課題は他団体に比べ職員の給料が高い。それから運営費補助として市から8千3百万円の補助金が出ている。改善・改革の方向として、新たな就業分野の開拓、人件費の見直し、市からの運営費補助金の見直しです。

「社会福祉法人浜松市社会福祉事業団」。これは社会福祉法人です。依存度は98.0%。ほぼ全体を市の支出に依存している。改善・改革の方向は、職員諸手当の見直しによるコストの削減です。「発達医療総合センター」、「福祉センター」を管理運営していますので、その事業内容等を積極的に情報発信し、自分達のやっている事業を公表することが必要だと考えます。

次に後ほど審議いただきます「財団法人浜松市医療公社」です。市への依存度が99.3%です。課題は、累積損失が約3億4千万円、退職手当の引当不足が42億8千万円。それから同様の医療を行う他団体に比べ職員給与が高いということがあります。改善・改革の方向として、現段階では、人件費の見直しや経営の効率化により収支を改善することです。

「財団法人浜松市清掃公社」です。市への依存度が9.3%と低い状態ですが、ただ、行っている事業、し尿の収集という事業は民間でも実施している。下水道の普及でそうした仕事の需要が減少している。それから給与等が高いという課題があります。改革・改善の方向は職員の給与水準の見直し。21年度末までの経営健全化計画の目標を持っていて、特に職員の給与水準の見直し等が含まれ、目標を達成出来ない場合は解散すべきという方針です。

「財団法人浜松地域テクノポリス推進機構」です。出資割合が30%程度の財団です。課題は、複数の産業支援機関が市に並存していること。最大の出資者は静岡県です。改革・改善の方向として、ここを整理統合するには県との協議が必要だということです。

「株式会社浜松都市開発」です。第三セクターの株式会社です。市への依存度が61.5%で、収入の約62%を市に依存しており、経営基盤が弱いことが問題になっていました。改革・改善の方向として、フォルテ売却という方針が出ています。

「財団法人静岡県西部地域地場産業振興センター」です。先ほどの「テクノポリス推進機構」同様、複数の産業支援機関が市内で並存しています。基本財産が3千5百万円で、財団としては少ない財産です。改革・改善の方向は、他の産業支援機関との整理統合が挙がっています。

「財団法人浜松観光コンベンションビューロー」です。市への依存度が67%と高い割合になっています。そのうち市からの委託事業が6千2百万円ほどありますが随意契約となっていることが課題です。改革・改善の方向として、手数料収入等の拡大、賛助会員の拡大による自主財源の確保。それから事業を競争入札で勝ち取っていくということです。

「財団法人浜松市勤労福祉協会」です。ここも基本財産が1億1千万円と少ないことが課題です。合併で拡大した区域の会員の増加を図り自主財源を確保することが、改革・改善の方向とし

てあります。

「財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社」です。市への依存度が61.6%。約10億円の負担金、交付金という形で市が支出しています。それから市が限度額75億円という損失補償契約を締結していることが課題です。改革・改善の方向として、フラワーパークと動物園等を一体化した運営形態ということで、議会でも様々なご意見をいただいています。今後検討する課題です。もちろん公社として経営状況の情報公開を行うことも課題です。

「財団法人浜松まちづくり公社」です。公社の主要事業は組合からの受託事業ですが、区画整理事業が減少傾向にあることが課題です。出資率は20%程度ですが、公社という言葉を名称に使っているのも課題です。22年度から先ほど出ました「財団法人浜松市建設公社」の事業を引き継いでいくことが現在の方向です。

「財団法人浜松市公園緑地協会」です。浜松市の出資割合は0%、出資はありません。市の支出の依存度が86.2%で市の依存が強いように見えますが、市の支出4億7千万円のうち、3億2千万円は競争入札で獲得していますので、ある程度競争力を持った協会だと認識はしています。改革・改善の方向として、より競争力を発揮して、新規事業や現行事業の拡大により収益の増加を図ることとなっています。

「社団法人引佐町自然休養村公社」です。ここも75.4%という高い依存度です。課題として、経営状況が厳しく、事業継続が困難でして、改革・改善の方向として、解散が決まっており、今年度中の解散を目指しています。

「株式会社なゆた浜北」です。市への依存度は10%と低い状態ですが、事業であるテナントの入居率向上が課題です。集客イベント等でテナント入居者をサポートすることが改革・改善の方向として上がっています。

「株式会社杉の里」です。ここは事業の採算性が低く、なかなか経営が難しいため、改革・改善の方向として、年間利用者の増大を図ることや採算性の確保が課題です。

最後に「株式会社フォレストみさくぼ」ですが、経営状況が厳しく事業継続が困難となっていて、今年度中に事業を清算し、会社を解散する方針で、製材協同組合への事業譲渡が決まっています。以上22団体、現段階における個々の団体の課題、それから現在の改善の方向について御覧いただきました。今後、私共もヒアリングを行って、調査も行い、行革審でご意見をいただく中で、個々の団体をどうしていくか、早急に決定していきたいと考えます。外郭団体に対する関与の方針は以上です。

岡崎委員

ありがとうございました。それでは一言申し上げたいと思います。まず今説明がありました外郭団体に対して、どう関与していくんだという方針は、第一次行革審から、私共の意見も入れて修正していただきました。例え1%でも市が出資しているなら関与していくべきだとか、色々と私共の意見を入れていただき、今日ここで見ていただきました。これについては、各委員も確認してこれでいいだろうということで、今後、新しく修正された外郭団体に対する物差しで22団体をきちんと早急にチェックしていただくことをお願いしています。

今日この22の外郭団体の市の改革・改善案、こういうところに問題があって、こういうところを直していきたいという大雑把な案が出ています。例えば浜松市建設公社の「改革・改善の方向」を見ていただくと、まず「ゆう・おおひとみ」を20年度までに完売すると出ている。それでは具体的に今いくつ残っていて、これからどうやって売っていくのか。21年度までに解散する、土地以外はまちづくり公社に引き継ぐとなっているが、どういうものを引き継いでいくのか。

解散までに処分できなかった分譲事業は土地開発公社に引き継ぎ、最後に処理して残った損は補填する方針になっているが、こういうものを、一つひとついつまでにどうする、まちづくり公社には何を引き継ぐ、土地開発公社にはどう引き継ぐのか。「ゆう・おおひとみ」を売却するとどれだけ損が出るのか。浜松市建設公社に対しても、具体的な事業計画を早急に出していただき、当然私共行革審でも外郭団体の方針を持っていますが、まず市から、この22の問題点と、こう改革したいという案をまず出してもらおう。出してもらったことについて、私共がきちっと審議していくということでやっていきたい。ですから今日ここに出ている市の認識を、具体的な数字でロードマップを作って、何月何日までに何をやるという、22の外郭団体の一つひとつの改善のスケジュールを是非早急に出していただき、私共として審議していきたいと思えます。

次に今日はもう一つの審議事項である個別の外郭団体について、特に「医療公社」の経営の自立と安定的な経営基盤を確立することが、市民の安全と安心を確保するために極めて重要かつ緊急だと私共は見えています。市長のマニフェスト、工程表にも経営の強化がうたわれています。まず私共としては、この医療公社を審議していきたいと思えます。それで医療公社がどういう現状になっているのか、まず皆さんに知っていただく必要がありますので、市から説明いただきたいと思えます。

鈴木会長

ちょっと待ってください。誤解を受けるといけませんので、申し上げておきますが、外郭団体は全部で68あります。68の内、大きなものが22あって、今22の説明があったということです。そしてまだ改革までいっていないという状況で、こうして22の大きな外郭団体だけ羅列すると、今問題があったように、含み損があります、あるいは毎年何億という交付金や補助金を出しています、給与が高いから低く直さなければいけませんとか、多くの問題点を抱えていますということを、22団体についてようやく市が公開をした。ここまで来たということです。だから今、岡崎委員が土地開発公社について述べたように、市は問題があります、どういう状況がありますということは羅列したが、いつまでにどう解決するかまではまだ計画がない。こういう状況ですから、行革審もこのままそうですかではなく、色々指摘事項を申し上げて問題点を解決する。そういう点では22団体の問題点がようやく情報公開された、これから勝負だと、皆さんにご理解いただくことをお願いしておきます。

鈴木健康医療部長

健康医療部長の鈴木です。それでは医療公社の概要を説明させていただきます。医療公社は、昭和47年に浜松市が全額出資の財団法人として設立し、現在の出資総額は5億3千万円です。設立の目的は、医療及び公衆衛生活動に関する各種事業を行い、地域住民の福祉の増進を図ることとされています。組織は、理事長を中心に約130人の医師、570人の看護師と、約千人の職員からなる医療の専門家集団です。活動は設立以来、市から医療センターの診療業務を受託し、病院の運営を行ってきました。11年からは浜松市リハビリテーション病院（リハビリ病院）の運営も行ってきました。18年度から医療センターとリハビリ病院の指定管理者となっています。

組織ですが、医療公社は浜松市の病院事業に関わっていますので、市の組織と並べて表示しています。医療公社の組織は、14人の理事で構成する理事会が医療公社の執行機関ですが、その長である理事長の下に両病院長がおり、病院を運営しています。浜松市は、医療公社に対して指定管理契約に基づき、両病院の運営を委託すると共に全額出資の外郭団体である医療公社を指導監督しています。病院の運営は、8人の委員で構成される病院事業経営委員会が、両病院の経営

健全化や病院のあり方などの諸課題についての協議機関として設置されています。

医療センターの役割について説明します。医療センターは、地域医療支援の介護型病院として地域に貢献し、浜松医科大学の関連教育病院として学生の臨床研修実習に貢献しています。病院の方針としましては、地域医療の水準の向上に向けた救急医療の充実、周産期母子医療の充実、癌医療の充実、医療連携などの事業を重点的に実施していくこととしています。

リハビリ病院は専門的なリハビリテーション医療の提供と、リハビリテーション医療のリーダーとしてリハビリテーション医療の確立と充実、地域のリハビリテーションの支援、リハビリテーション教育研修機能の充実、高齢者福祉等への協力を重点的に実施していくこととしています。

次に病院事業と医療公社の関係ですが、収支の仕組みを簡単に説明いたします。18年度決算の医療センターの収支で説明します。病院事業会計は入院収益、外来収益。入院収益が94億円で、以下、外来収益等、それから一般会計負担金が約17億円です。収入の合計が149億円です。そこから減価償却等20億円を除いた129億円を診療報酬交付金として医療公社に支出します。その交付金で医療公社の医師、看護師等の人件費等が賄われ、運営されるというものです。

これを決算収支表(資料P.7)で説明しますと、左側が病院事業会計で、下から三行目のピンクの部分の診療報酬交付金が先ほど申し上げた129億7百万円で、この部分が医療公社の診療報酬交付金として収入になり、その分から給与等を支弁しています。結果として、収支差し引きでは医療公社は18年度は6百万円の黒字となっています。しかし繰越損益として前年度の損失があり、1億3,400万円の繰越損失となっています。

次に、一般会計負担金が約17億円あり、これを少し説明させていただきます。一般会計から病院事業へ支出しているお金です。内容ですが、一般会計が負担すべき経費は地方公営企業法や総務省からの通知の中で、負担の趣旨や項目、基準が定められています。1号負担金としては性質上、地方公営企業に適当でない経費、例えば看護師の養成とか、救急確保です。2号負担金としては、効率的な経営を行っても、事業収入をもって充てるのが困難な経費、例えば、不採算であるが公共的な必要から行わざるを得ない医療活動に要する経費等です。

次にその具体的な内容と金額、算出の仕方を説明させていただきます。1号負担金は、「救急医療の確保費用」の場合は、費用から収入を差し引きますと、1億9千2百万円が不足するので、この分を負担金として一般会計から病院へ入れるということです。以下4番目の「感染病床運営経費」まで合計で1号負担金が2億4千7百万円になります。

次に2号負担金は1～10までは公共的、政策的な医療の不採算分で合計6億8千5百万円。それから11番と12番は企業債の償還分で、これが7億4千9百万円。これを加えて2号負担金の計が14億3千4百万円。医療センターの一般会計負担金、一般会計から病院へ入れるお金が、(1号負担金と2号負担金の)合計で16億8千百万円となります。

一般会計負担金のこの10年間の推移ですが、9年度には約23億円あった負担金と補助金の合計が17年度までは減少し、17年度は約13億円となっていますが、18年度にはまた増えています。そして、棒グラフは青が1号負担金、ピンク色が2号負担金から元利償還金を除いた公共政策的な医療の不採算部分、そして黄色の部分が元利償還分、9年10年あたりの黄緑の部分が補助金等の赤字補填の補助金です。10年間のそれぞれの額を累計を致しますと、1号と2号のうちから元利償還金を除いたもので72億円、以下記載の通りで、10年間で合計約165億円です。

これまでの医療公社に対する行革審からの指摘と、その対応を申し上げます。まず、医療と経営の分業については、公社の理事への民間経営者、公認会計士、弁護士などの登用を行ってまい

りました。経営感覚を持った民間人の登用は、なかなかふさわしい人材がおりませんので、現在探しているところです。職員の効率化、スリム化は、外部委託等の推進を図り、削減を図ってまいります。給与手当の見直しと人件費の適正化は、新たな給与制度の構築を進めると共に、当面は市に準拠した給与手当とするよう組合と交渉中です。退職給与引当金は、多額の不足がありますので順次積み立てていきます。18年度には5千万円を積み立てました。

退職給与引当金ですが、19年3月時点で全員が退職するとした場合の試算では、43億3千万円が必要ですので、不足する額は、約42億8千万円となっています。今後の退職見込み者は画面資料のとおりです。

次に経営形態の検討ですが、現在の病院の経営形態は、医療公社が指定管理者として病院を運営していますが、医療公社が浜松市の全額出資の外郭団体であることから、浜松市の病院事業との関係が分かりにくく、責任の所在が不明確であることや、医療公社の実質的な経営が行われていないのではという点があり、その他のことを含め経営形態について検討の選択肢を掲げたものです。四つの方向が考えられますので、それぞれについて説明します。

まず始めにア)として「地方公営企業法の全部適用」です。現形態との違いを簡単に申し上げます。イ)の「地方独立行政法人」は、新たな独立行政法人を設立し経営全般を任せることで、特徴は予算、人事を自立的に行え、弾力的な経営が行えることで、職員の身分は新たな独立行政法人の職員となります。ウ)の「利用料金制採用」は医療公社の指定管理は変わりません。現在は病院の収入を一旦、市の病院事業会計に入れて、そこから再度、医療公社へ交付金として支出して、この形態が分かりにくいということになっています。形態は変わりませんが、利用料金制は病院の収入が医療公社に直接入るようになります。エ)の「民間への譲渡」は民間の医療法人等へ全部譲渡するということです。

次に、現状での健全化の取り組み、健全化計画を策定しておりますので説明させていただきます。まず、計画では第一に「医療の質と患者サービスの向上」を掲げて市民から信頼される病院を目指すこととしています。二番目で「職員の資質の向上・意識改革」を掲げています。三番目の「収入増加策」では病床の効率的運用、未収金対策等を掲げて実施していくということです。四番目の「費用削減策」は、人件費の適正化の中では主に給与構造改革の実施や民間病院との給与格差の見直しを実施していきます。医薬材料等の削減は購買方法の見直し等を進めていきます。経費削減」と五番目の「事務部門の効率化」は画面資料のとおり進めていきたいと考えます。以上で医療公社の説明を終わります。

岡崎委員

ありがとうございました。皆さん、今お聞きになりましたお分かりになりますか？

病院会計と公社会計と2本立てになっています。市から1号負担金、2号負担金として18年度は約16億8千万円のお金が出ています。10年間でトータル165億円のお金が出ています。それで現在もし病院がここで、一旦、全従業員の方に退職金を払うとすると43億円足りません。だけど18年度は6百万円の黒字ですと。

皆さん、この説明を聞いて、私共も当初なかなかこの説明が理解出来なかったもので、今日は、他の委員にこの病院のことについて、ご意見を伺いたいと思います。まず秋山委員からお願いします。

秋山委員

今、色々説明していただきましたが、第一次行革審に比べると説明が非常に分かりやすいパワーポイントの資料になって、21枚の資料を15分くらいで説明いただきました。そういう意味では全体の把握がだいぶ出来ましたが、把握が出来ると問題が見えてくるのが本音です。医療センターの「平成18年度決算」を見ると、病院事業の会計としては収入計と支出計が一致していますので収支トントンです。それから医療公社も収支トントン、これでいくと支出の方が少ないので黒字ということです。ただ、本当に黒字なのかが問題だと思います。1号負担金の資料を見ると全部医療に関係している項目で、2号負担金の中でも1～10番目の項目は医療関係で、公的医療だということを考えると負担金があって当たり前だと思うんですが、11番目・12番目がどうもよく理解出来ない。11番目(企業債償還金)・12番目(企業債利息)は市の助成が合計7億4千9百万円くらいありますが、これは医療に対する助成ではなく、どちらかということ色々な名目があると思いますが費用の穴埋めではないかと思います。これを7億4千9百万円もらって6百万円の黒字になっているということは、病院の目的だけ考えると今年の赤字は7億円ではないか。本当にそれが正しいのかどうかよく分からないんですが、もう一個、最近10年間の推移のグラフでは、非常に嬉しいことに補助金等は減っていったことが見えるんですが、元利償還金とか補助金等で結局10年間に93億円くらいの、1号・2号の純粋な医療に関する支援以外のお金が出ていることがはっきり見えているのではないかと。93億円を10年間で補填していたということは、もう緊急事態ではないかと思います。

部長さんの名前が昔は「病院管理部長」でしたが「健康医療部長」になりました。病院管理部長であれば、この病院の赤字責任を取らなければいけないですが、今、誰が責任を取るのが分からない状況が一番大きいのではないかと思います。

もう一つ、退職金の引当不足が42億円。夕張市の破綻をご存知だと思いますが夕張市の破綻は市は黒字、トントンの計算をしていたけど結局、外にものすごい赤字があってそれがリスクになって破綻したわけです。退職金引当不足の金額も、浜松の負債であると考えたら非常に厳しい状況ではないかと思います。42億円の退職引当金を引当計上すると突然債務超過になってしまい、浜松市は財政的に破綻している債務超過団体を持っているということになります。

何でこんなことが起きているのかということ、医療公社の組織を見ても、市の責任なのか、財団法人の責任なのか、理事長の責任なのか、病院長の責任なのか全く分からない。こんな組織なんです。誰も責任を取らない組織であるためにこういう状況が起きているわけですから、一生懸命個人個人のお医者さんだとかが頑張って何とかなるものではないので、まさに組織を変えて、誰が責任者が明らかにしないと、この状態のままでは既に破綻している。既に死んでいる状態だと思いますし、これからものすごいことになるわけです。

一つだけヒントがあって、資料(P.38)の「行革審、外部監査の指摘と対応」で「経営感覚を持った民間人の登用」という言葉がせっかく使われているが「相応しい人材が見つからない」と書いてあります。本当に公募とかそういうことをしたのか。もちろん、もし本当にいい経営者が来たとしても成り立たないと思います。いい経営者が来ることと、組織そのものをガラッと変えて、はっきりとした権限と責任のある状態にしないと、部長さんがいくら頑張っても、事務局長さんが色々頑張っても、難しい状況に来ているということが分かると思います。これは要するに黒字ですとか、上手くいっていますとか言ったら、こんなことは絶対に出来ないんで、ダメです、緊急事態ですという状況を、こういう場所でも説明していただきたいと思いますし、その上でやるべきことは早急に市が考えなければいけないのではないかと思います。

岡崎委員

それでは井出委員、どうですか？

井出委員

今、秋山委員の説明で緊急事態であるということがお分かりいただけたと思うのですが、私も行革審に関わらせていただいてから様々な資料を目にする中で、本当に大きな問題だと思いました。

医療センターの経営内容を総体で見ると、まさに大赤字で経営が成り立っていない状況です。医療は言うまでもなくファイナンスがあって成り立つものです。経営と財政と医療のバランスが取れていなければ終わってしまうと思います。少子高齢化が進む社会になりますと、税にも限りがありますから、このシステムを続けていくと今までのように税金で全部穴埋めをしていくのは立ち行かなくなることは目に見えています。ですから、この状況を我々市民も十分認識していかなければならないと思います。

浜松には大きな病院がたくさんあって、利用者が地域的に分かれているという状況もありますが、病院は命・健康に関わるものですから患者が求めて行く病院の場合は、どんなに遠くても通うということがあります。ある病院には、ここに通いたいからと近くにアパートを借りてまで通っている方がいます。医療というのはそういうものだと思います。

せっかく市民の公益、市民病院としてスタートした医療センターですから、是非とも存続して欲しいと思います。今のあり方のままでの存続は難しいですから、改革していくことになります。全く手段がないかということ、まだ今なら選択肢がある状況だと思いたいです。今、全国の病院が改革を進めている状況です。病院経営の重視が全国的に進んでいて、大学病院や公立病院等もどこでもそうしたことを考えてやっている時代です。患者が病院を選ぶのですから、数ある病院の中で選ばれる病院になるための努力を全ての病院がやっている、あるいはやるべき時代に入っていると思います。

医療センターの場合、前回の審議会の中でも申しましたが周産期医療、小児医療の充実があります。市民に大変信頼を得て愛されている病院でもあり、こういったところを医療センターが経営戦略として、一つの診療科を売りモノにするというやり方もあるのではないかと。浜松市が掲げる「こども第一主義」とつながるものでもあります。周産期医療、小児医療でその中に発達医療も含めた形での医療を進め、今まで以上に看板にしていっていただけたらいいかなと思います。

今、行革審には将来の市民のための改革を今のうちにやっておこうという目的が強くあると思います。少子高齢化で、これから福祉の方も負担が増えてくるので、これから生まれてくるお子さんが、医療センターを人生の前半に関わってくれる病院として一番と思ってもらえるよう、改革を進めていかれたら良いというのが希望です。

市民の財産である医療センターですから、私たち全員の問題だと受け止めて応援していきたいと思っています。患者さんが増えれば収益も増えますから、そういう意味で市民としても応援していただけたらいいなという思いです。

岡崎委員

会長いかがですか？

鈴木会長

今はっきりしたことは何かというと、先ほど、企画部長が外郭団体に「財団法人浜松医療公社

は課題として累積損失が3億4千万である」という説明がありましたね。いいですか、企画部長。

18年度の決算を見ると1億3千4百万の赤字で繰越はないんです。それで今はわずかですけど6百万円の黒字です。こういうことですから、医療センターが大きな赤字を抱えているということも誰も知らないわけです。私もこの間、健康医療部長に聞いたんですが「わずかですけど黒字になりました」という話だった。

それでは最近10年間の赤字はどうだったか調べてくれというのがこの画面です。で、これ簡単に言いますと1号・2号負担金というのは、浜松市の公共事業として、公的病院として色々と伝染病だとか何とかやらなくてはいけない事業を医療センターがやる。しかしコストと国からくれる負担金との差額がある。どうしても実際はコストが高くなる。その分を市が負担するというのが1号・2号負担金だと考えればいい。だから伝染病など、市の公的機関であるから国なり県から言われてやる仕事で、差額がある分は浜松市が負担する。これが1号・2号負担金の72億円。それから元利償還金や補助金等という93億円が実は赤字です。だけど皆さん方は一般会計からの繰出金と言って、一般会計から繰り出されていると言うけど、実はそうではない。補助金なんです。10年間で93億円ですから簡単に言えば、毎年平均9億3千万円ずつ、浜松市の一般会計が補助していたから0になっていますというだけのことです。それと退職金が43億円積み立ててありません。今の平均1年間で9億3千万円の赤字と43億円の退職給与が引き当ててありませんから、市から補助しているのは160億円ですが、しかし事業としては93億円と退職金の引当金だと理解していいですか？間違いありませんね？したがって退職金の43億円と年間9億3千万円ずつを赤字のまま、これからも続けていくのがいいかということになるんです。

そこで先ほどの組織表を見てください。私はこれを見せられてどうにも解せないのは、浜松市の病院事業を誰が責任をお持ちになっているかが分からないんです。市側に市長とか病院事業経営委員会があります。それと医療公社の理事会とか理事長とか評議員会というのはどういう関係でしょうか。行ったり来たりになっている。会社にはこういう組織はないんです。必ず責任者、社長なりがいて、そして社長の下に何とかという事業部がある。だから命令系統がはっきりしているんです。なぜこうなっているかということ、市長さんが今までは浜松市の病院事業の責任者であると同時に、医療公社の理事長でもあったわけ。だから右のポケットから補助金を出して左のポケットへということをやっていた。そうでしょうか？それで病院の経営の中身は分かっているのかということと分かっていない市長・助役・財務部長・病院管理部長（現：健康医療部長）が、経営委員会とか理事会に入っていたということですから、経営者が全く不在で赤字になれば一般会計から補助してもらって、これをずっと続けていたということ。今度公社が3億円の赤字になったのは債務超過に陥る危険性が出てきた。そういう事態に来たことが、もうはっきりしましたから、これからは純粹の赤字補填を9億3千万円ずつ毎年やりながら医療センターを存続させるのか、それとも先ほどの1号・2号負担金の公的な負担の赤字補填、経費負担、赤字補填というのは語弊があるかもしれないが応援するというのでやるのかということですから、病院の管理者とか何とかに問題があるより、浜松市の病院事業経営委員会、もっと言えば市長に全責任があったと私は断ぜざるを得ないと思う。

だから、なにも経営が分からない人が、自分で右のポケットと左のポケットでやっていたわけですから、したがってもうこういう形態を改めて、経営委員会なり理事会なり、病院の院長、内科長、外科長、看護師長、検査、一般事務員だとかという代表が出て、経営委員会を作って、どのように病院を健全化するかをしないと、もう行き着くところまで来たと言えるのではないかと思います。病院の皆さん、市当局。副市長そう思いませんか？

飯田副市長

飯田でございます。おっしゃるとおり、市の組織、医療公社の組織は真剣に見直していかないといけないと思います。今のままでは、やはりいくら医療センターが努力してもちょっと難しいので、組織から変えていかなければいけないと思います。

鈴木会長

組織というより経営の意思決定機関から変えなくてはいけないということです。だから今やっていらっしゃる方々がどうだこうだより、意思決定を明確にして責任を持つ体制にしないとけない。こういうことではないでしょうか。

岡崎委員は公認会計士でもあるから、計数的に見てそういう姿だと理解してよろしいですか。

岡崎委員

いいと思います。

それでは他の委員の方、ご意見ございますか。ないようでしたら、今まで市の説明と各委員のお話をまとめさせていただきます。

18年度の決算は、別に間違った基準ではないですが市の基準でいくと、6百万円の黒字であるとなっています。通常一般企業の民間基準にすると財政的には完全に破綻状態です。あくまでも民間企業の一般の会計基準でやると、毎年10億円近いお金をつぎ込まないとこの病院は成り立たない。ですから6百万円の黒字は間違いではないですが、これはあくまでも役所の基準でやった場合に6百万円の黒字になるということであって、きちっとした情報公開をすると、財政的にはほとんど壊滅的な状態だということを認識する必要があるのではないかとことです。

医療公社の医師も看護師も職員の方も一生懸命頑張ってやっていただくということは既に市民の皆さん方も十分承知していらっしゃると思います。これからの問題は、やはり今、会長が言いましたように、こうなったことの市の責任は非常に重いと思います。是非、市にこの再建策を至急立てていただきたい。特に会長も再三言っているように、経営に対する意思決定機関と、誰が責任を持って誰がこれを運営していくんだということ。先ほど4つのやり方が出ましたが、どのやり方を取られるのか、十分市で検討され、是非この医療センターの再建策を出していただきたい。以上医療センターに対する私共の今日のまとめとさせていただきます。

鈴木会長

ちょっと。

岡崎委員

はい。

鈴木会長

今日意見が他の委員から出ていないのはどういうことかと言うと、行革審の分科会で徹底的に議論し、そして今、岡崎委員が述べたような結論になったといういきさつがありまして、重複して意見が出なかったということです。黙っているから違う意見だということではございませんから、今、伊藤委員、高柳委員も我々も、もう一度言おうかという話ですけれども時間がないから言わなくてもいいですって言ったところです。したがって次回までに病院、市側としてどういう対案、具体策でやりますという案を出してください。行革審は、それとは別にこうあるべき

だという案を作って、そしてお互いに分科会でぶつけ合っていい結論を出したいと思いますがよろしいですか。ではそういうことでお願いします。

これで外郭団体と医療公社の問題を終わります。

(3) 人件費に対する市の取組みについて

鈴木会長

次に「人件費に対する市の取組みについて」を伊藤委員からお願いします。

伊藤会長代行

市政経営分科会のまとめ役の伊藤です。ポイントのところで進めていきたいと思えます。

人件費に対する市の取組みにつきましては、前回の審議会で人件費、職員定数、諸手当についての現状を分析、見直しについて審議しています。

その後、分科会で市が作成した「人件費比率の考え方」と第一次行革審の答申を踏まえての「定員適正化への取組み」、「給与適正化への取組み」について説明を受けました。

総務部長からこれらのご説明をお願いしたいと思えます。

鈴木総務部長

総務部長の鈴木です。資料に基づいて説明します。

一番目の人件費比率と市民一人あたりの人件費です。これにつきましては人件費総額が市の歳出全体に占める割合、そうした内容を見極め、また行政活動に要する人件費の総額がどれだけかということ視点を、あくまで参考データとして整理し、また他都市と比較したものです。

人件費比率は、歳出の内容の変動によって変化する数値です。例えば大規模施設の建設事業等があれば投資的経費が増大しますので、逆に人件費比率は歳出全体に占める率が下がることになります。逆の場合は人件費比率が上がることになります。こうしたことを踏まえ、人件費の総額についてどのような判断をすればいいかというもう一つの指標として、市民一人あたりの人件費額を出し、他都市と比較しました。

17年度の普通会計の決算で、浜松市の人件費は5百億円程度で、率としては20%、市民一人あたり6万1千円となっています。札幌市と比較しますと、札幌市の人件費は1,141億円、14%で比率は浜松市より低いですが、市民一人あたりでは6万1千円と同額になります。札幌市では、扶助費が1千6百億円余ありまして、率も高く20%を占めています。扶助費は生活保護費とかその他福祉関係経費で、浜松市との状況が違う内容での率になっているということです。今一つの例として神戸市があります。神戸市の人件費は1,325億円で率は11%。浜松市の半分程度になっていますが、市民一人あたりの人件費では8万8千円で浜松市より高い額になりました。この理由は歳出項目の「公債費」です。4,943億円という多額の公債費、いわゆる借入金の償還金、返済金です。ご存知の通り神戸市は震災があった関係の災害復旧費に多額の借入をし、事業をしたという理由によるものです。

今のお話をまとめた、政令市と中核市24市の一覧です。一番低い金額では松山市が5万1千円、浜松市は6番目で6万1千円、同規模の団体として新潟市、静岡市は15番目、16番目で7万円になっていました。参考ですが24番目、一番高い金額は大阪市で11万8千円でした。

単年度だけでなく17、18の両2年度での比較を浜松市で見ってみました。人件費は1人あたり6万1千円が、18年度見込みでは6万3千円に上がりました。しかしこの人件費の中には退

職金が含まれております。17年度の退職金は37億円、18年度は63億円で26億円程増えました関係上、退職金を除く人件費では17年度は5万6千円、18年度は5万5千円と減少傾向を示しています。

次が定員適正化です。計画上では19年度82人減員をする予定を実際には26人上乗せし、108人減員しました。結果、今後の予定見込みの中では、最終年度での22年度では676人削減できるという見通しを持っています。

そうした中で、来年度20年度に向けての方向性です。20年度は計画143人ですが、8人上積みした151人を現時点では確保したいと考えています。来年度に向けて退職予定者数等を勘案しながら来年度の業務量、それに必要な職員数を把握する中で整理しましたので、20年度に向けては更なる職員の削減は困難と考えます。しかし本年度中には本庁・区役所等の役割分担の見直しの中で、組織を改正していきたい予定での作業があるので、そうしたものを踏まえて新しい組織体制の下での配置を考えていきたいと思えます。20年度の組織改正等を踏まえた中で必要性、または人員の検証をして、21年度に向けては予定147人を更に上回る適正化削減数を実行していきたいと考えております。

三つ目に給与適正化です。例として住居手当の持家です。本年度から額の見直しをする中で金額的には2千5百円に見直した。しかし経過措置で5年を超えた職員にも支給しているというものです。借家につきましては国並の支給金額に見直しをしています。持家につきましては19年度中、今現在取り組んでおりまして、20年度からは国と同様になるよう、いわゆる5年を超えた職員に対しては支給しない、廃止する方向で見直しをしていきたい。借家もそうしたことを踏まえ、20年度中に新たな制度内容を検討して取り組んでいきたいと考えています。

通勤手当については額の見直しをして、本年度から対応しています。例えば車等を使う職員に対する手当の額は、今までは2km～3kmで4千6百円だったのを2km～5kmという区分の中で2,570円と引き下げて実施しています。来年度に向けての方向ですが、現在、この手当の支給額を国並の金額に見直しするよう取り組んでおります。新たな手当額で来年度は施行したいと考えています。特殊勤務手当は、18年4月には25種74業務であったものを、18年度中の取り組みで26業務を見直しました。廃止等も踏まえ19年4月には24種63業務に減らしています。そうした状況を踏まえ、本年度19年度中の取り組みとして32業務を見直し、廃止する中で20年4月、来年度ですが21種類47業務へ更に削減を図っていきたいと考えています。

伊藤会長代行

ありがとうございました。市からの説明に基づき、分科会で議論し、委員から意見が出ています。それを私がまとめてお話をさせていただき、市からも是非お答えいただければと思います。

一つは人件費の全般部分ですが、今、市民一人あたりの人件費は高くないというお話がありました。表もありました。一方で一人あたりの税収も24市中、少ない方から8番目とお聞きしています。人件費の配分は、やはり税収をベースにすべきだと思いますが、どんなふうにお考えになりますか、というのが一点目。

それから定員ですが、アウトソーシングするということですがその前にやはり第一次行革審でもお話があったと思いますが、まず初めに業務が必要か。やはり必要でないものは早く止めてしまう。必要でも公がやるのか民間がやるのか、民間に任せられるなら民間に任せる、それでも公でやる、やらなければいけないということになった場合に、直接やるのかアウトソーシングするのかということだと思いますので、業務の見直しについて、市としてどう考えているのかという

ことについて意見があります。定数削減の上積みをするべきではないかということです。現有部門をアウトソーシングをして減らしても、アウトソーシングの委託料が増えるために実質的な人件費は変わらないかもしれないではないか、人件費を減らすためには定数削減の上積みをするべきと考えるが、市はどのような方針でいるのか。それと同時に今、話があったように委託料なり物件費という形で出てくる可能性もあります。そうした意味で、委託料と人件費を足して、トータルで人件費が減るようにしてほしいという意見がありました。

給与ですが、手当の見直しを早急に実施をしてください。通勤手当、住居手当を20年度から国と同様にするとということですが、早急に対応していただきたい。成績給を導入すべきではないかという意見が多く出ております。下手をすると、よく働く人とそうでない人の給与があまり変わらないことになっていないか。民間同様までは無理でも、職員の士気を高める為に成績給を導入したらどうだろうと。それから民間は業績給だから、個人ごとに差がつくが、公務員給はほとんど一律で個人ごとの幅が狭いという印象で、下と上と、働く人働かない人という業績の非常にいい人も含めて、非常に幅が狭いのではないかということで、結果的に下がかなり高いために、平均給与が高くなっているのではないかという意見が出ています。本当は働きに応じてもっともらべき人、もらわなければいけない人を引き上げなければいけないために平均を上げていくという形になっていないか、悪平等になる可能性があるのではないかと意見が出ています。簡単で結構ですから考えをお話いただければと思います。

鈴木総務部長

それでは順を追って考えを述べさせていただきます。

人件費は税収をベースにというお考えでのお話がありました。今、私そうしたお話を伺い、やはり税収は非常に貴重な自己財源ですので、多い少ないにしっかり着目して対応を考えていくことが必要だと認識します。

それからアウトソーシングの前に不要な業務をなくして必要な職員体制ということですが、おっしゃるとおり、まず必要不可欠な行政サービスとそうでないサービスを区分して整理し、必要性をしっかりと見極める中で必要最小限の業務を位置付けて、それに対して必要な職員数を配置するのが基本原則だと思います。官民の役割分担での区分整理をしっかりとすることが先決だと私も思います。それから定数削減の上積みという話がありました。20年度に向けての一定の方向性は現時点で出していますが、新しい組織体制と、更には業務の見直し等も踏まえ、21年度以降プラスアルファの数字を多くしていきたいと考えます。それからアウトソーシングに対する委託料、実質的な人件費の削減ですが、これもアウトソーシングの一つの手法ですので、実質的には必要な業務量を見極め、採用抑制を図る中で、実質的な削減を図る、更に一步踏み込んだ削減を図るということの必要性を感じます。次に手当の見直しです。我々としては来年度4月1日から実施したいという取り組みをしています。成績給は、浜松市はまだ管理職にのみ成績給を導入しており、勤勉手当、昇給への格差を設けた形で運用しています。しかし一般職員には導入していませんので、管理職の導入状況を見極めながら、またその内容を検証しながら、一般職員にも導入したいと考えます。

伊藤会長代行

ありがとうございました。市の方針もお話がありましたので、各委員から意見をいただきたいと思います。まず高柳委員からお願いします。

高柳委員

実は公務員定数が、私は思い切った切り込みが不足しているのではないかと考えます。今まで色々なサービスをやってきた、色々なところ、かゆいところへ手の届くようなことをやっていた。ところが銭がなくなって、だんだん収入が少なくなって、やっていけないからこれを止めましようという形で少しずつ止めていると思う。

むしろ最近では市民でも定年退職した方々は、もちろんパソコンは十分扱えるし色々なことが出来る人がたくさんいるはず。そういった人達が地域に相当残っていて、まだ力量がある。この人達は色々な市民参加が出来る。その人たちの力を借りるのが私は一番大切だと思います。私自身もうこの次の誕生日が来ると71歳になりますが、やはり一日中趣味をやっている、色々なことが出来るのかというと、そんなこと出来るわけではない。我々が働いてきてやっと家庭が収まった。それで、子供が一人前になったから、さあこれから何しましょうという時にいきなり絵を描いて詩を作って色々なことをして朝から晩まで24時間やりますかといったらそれは無理だ。そうこうするうちに面倒臭くなって家の中に引きこもりになると、いわゆる認知症が早く進んで、むしろ逆に介護保険でもものすごく高額なものを必要とするようになる。ですから、地域の中で家から外に出て色々なことをすると出来るという可能性が随分あるわけです。ですから、市役所としては、思い切ってこれを止めよう、止めるという前提を最初に出して頂かないといけないだろう。本当に市民に必要なかどうか。

色々なところに出ていますバス・タクシー券について話をあちこちで聞いていました。とても生活が豊かな方に「あなた、なぜそのバス・タクシー券もらうんですか？」って聞いたら、こう言いました。「高柳。くれるって言うからもらうだけだ。くれるというからもらう。くれなきゃくれないでそれで終わりだ。」って言うんです。「欲しいとは思わないよ。」と。所得制限すべきだという例えで出していますが、これは本当に市民が望んでいるサービスでしょうか。それよりも、もっと他に大切なものがあるなら、そっちの方が大切ではないかという市民の意識が私はあると思います。一定の枠の中で市役所という一つの機能、行政機能を運営しているわけですから。

ですから組織として仕事を切って止める。止めたらどうなるか。それに代わるべきものがあるだろうか、という考えに是非立ってやってほしいと私は思います。12月の提言に向けてということですので、相当なところまでいかないと、例えば人員の計画でも「たった8人の上積みです」ということでは、ちょっとスピードが遅過ぎる。もう少し早くしないと。今度新市になって新たに20万人が増えてから、高齢化率はものすごい勢いで伸びるので、それを上回るスピードでの判断を是非やってほしい。もちろん補助金も外郭団体も同じことが言えますが、特に人員について私はお願いしておきたいと思います。したがってスピード感のある判断を、この次には提示して欲しいと考えます。今のままでは遅過ぎると思います。

伊藤会長代行

次、山本委員お願いします。

山本委員

伊藤委員長から現在のところはお話いただいたと思いますが、もう一度力点を置いてお考えをいただきたいのは、部長さんからもお話がありましたアウトソーシング。きちっとした基準を決めて効率よくやるためには結構だと思えますが、先にもお願いをすることがあって、浮いた人員がどれくらいあってトータルのコストだとかが瞬間的であればどれくらい上がったかという数字も実際には把握されているんだろうと思います。浮いた人員を人が足りないところに回したならい

いですが、浮いたからどこかに回った人間も、そう言うては申し訳ないんですけどもあるのではないか。来年度を見込んで、また審議会がありますので、数字をお出しいただければありがたいと思います。

それからこの場で人事委員会勧告に触れるつもりはございませんが、手当の資料が出ています。本年度の人事委員会勧告の基礎になった、市の皆さん方の給与は平均月38万6,859円となっていて、その中に住居手当部分として5,623円が加わっています。ただ、これを基礎としますと、本年度（住宅手当を）2千5百円で見直したらこの数字は当然落ちてくる。その落ちた部分は、来年度の人事委員会勧告でちゃんと埋められてまた出ると、そういうカウントになるのではないかという感じがします。この問題はここで特別に論議するより、なにか一方で住宅手当を削ることは論理性があってやったと思いますが、トータルでは何の意味もなかったということになると、もう少し論点を変えて、給与そのものをもっと深く突っ込んで考えるべきということになるのではないかと思います。

それから私、新米ではございますが行革審に加えていただき、市民の皆さんのお声を聞く時に、賛成をされる方も反対をする方もございます。反対される人たちは、やたらに市の職員の皆さんの給料を削ることが行革審の主体というお考えでお話をいただきますが、審議会でお話が出ることは、やはり職種を上下と分けるわけではありませんが、仕事の困難さ、易しさがあると思います。そういった中で、もう少し職種についての検討、あるいは給与についての長期にわたって、これから先一日すぐやるということではなく、仕事の内容に見合った給与、あるいは努力に見合った給与について、場合によると2つの制度は重なるかもしれませんが、見直していただく必要があるのではないかと。頑張った人にはそれだけのものが与えられると。民間の感覚でいきますと、繰り返しになりますけども皆さんの給与は働く方も働かない方も幅が狭いのではないかという思いがあります。間違っていればお答えいただければ結構ですが、ご検討いただきたいと思います。ある友人が言いましたが「役所の人って働いているか働いてないか、そこに行ったら分かるぜ」と。理屈を言っているより、例えば印鑑証明を取りに行ったとき、あるいは許認可事業で行ったとき、そこに行ったら分かるというお話をいただいています。その方は「許認可事業で行ってごらんよ」と。「4時以降に行ったら必ず機嫌が悪いぞ」と。ウソであれば幸いで、見当違いもあるかと思いますが、やはり市民の目から見ると、働いている方と働いてない方、仕事の難しい方易しい方があるのは当然ですので、そういった面も長期の計画の中にお考えをいただければありがたいと思います。

住宅手当の件は簡単ではないかと思いますが、今もしお教えいただければ。部長さん、いかがですか。住宅手当が来年度から下がってくる計画ですよね。それは人事委員会勧告に跳ね返る基礎の数字になるのでしょうか。

鈴木総務部長

住居手当は一人あたりに対して支給される額は変更がありません。（持家で）2千5百円です。ただ、今我々が見直ししようとしているのは、まず持家は5年という支給期間が、5年を超えた職員についても経過措置として当分の間支給するという扱いになってしまっているので、そのよろしくない取り扱いを早急に廃止したいということです。額の変更等はありません。

山本委員

5,623円というのは平均的な住宅手当ではないんですか。

鈴木総務部長

そうです。持家はそういうことで、借家は2万7千円が最高支給限度額として設定されていますので、平均的なことになりますと額の変動になります。基準額は今変えてございませんので来年度においては即影響が出るとは思っていません。

山本委員

でも、いずれ変わっていくと影響が出ることにつながるのではないのでしょうか。

鈴木総務部長

人事委員会の事務局長が同席していますので、その件は確認でお話させていただきます。

人事委員会河合事務局長

人事委員会事務局の河合です。今ご質問のありました、住居手当がもし引き下げられたらどうなるかというお話です。一応、理論上は全体の給与の官と民を比較していますので、その分（官が）下がりますから、その部分は何らかの形での手当なり本給で埋めるという勧告になるかと思いますが、実際やってみないと分かりません。今の人事委員会の勧告が、国に準じていて、そういう事になるかと思います。

山本委員

お伺いしただけにしておきますけど、何となく論理的にはおかしいという感想だけ申しておきます。

鈴木会長

今の話はもっと簡単に言うと、第一次行革審で浜松市は住宅手当を月6千2百円払っていた。国とか県は月2千5百円だったから年間3万円。それに対して浜松市は年7万4,400円払っていたってことです。だから行革審が国並に下げなさいと提案したら、皆さんはどういうことをやったかっていうと、6千2百円を2千5百円に下げるとはやりません。段階的に下げますと言ったわけです。それで実施したんです。そして3月になって、2千5百円に下げますということをやりますって今度は言い出した。3月って時期は皆さんご存知の時期。そうした時に、今度は持家にかかる住宅手当の支給期間は国が新築・購入後5年間だから、浜松市も新築・購入後5年間にしなさいと言ったら、経過措置を5年間にしますと改正したんです。

そうでしょ。そうじゃないですか。今のところそういう状況でしょ。

それだから今度は、この5年間改めて支給するというより、4年もらった人は1年でいいじゃないか、3年もらった人は2年でいいじゃないかということに改めますというだけの話なんです。だから、そんな天気予報的な発言しなくてもはっきりしている。

それからもう一つ。人事委員会勧告に関わるから申し上げておくけど、住居手当は人事院の手当の中に含まれていますから、埋め合わせという言い方を山本委員がしたけど、住宅手当の手当を減らすと給与が下がるから、勧告で給与がそれだけ上がるという結果になってくる、これは事実でございます、これでいいんじゃないですか。どうですか。総務部長。

鈴木総務部長

その通りです。

鈴木会長

その通りでしょ。ややこしいこと、天気予報みたいに雨が降ったり天気だったり風が吹いたりという言い方で、どっちにも取れる解釈の言い方をしないで、明確にしておいてください。よろしいですか。

伊藤会長代行

他に委員の方、ご質問等ございましたら。

鈴木会長

それで私、申し上げておきたいのは、今度区役所と地域自治センターが新しく出来たことで、課が非常に多くなったんです。そして地域自治センターでは26課のうち54%が10人以下の課なんです。縦割り行政だからそうなっているわけです。だからこれからは、地域自治センターだとか区役所は、色んなものをきめ細かく兼ねてやるという仕事の割り振りをしないと、課の組織が減らない、役職は増える、人は増える。0.8人工が1人分、0.6人工も1人分となっていくから人が増える。人件費の問題は、いずれにしても手当も下げなくてはいけない、余分なものはやめなければいけないということで総人員を減らす。総人員を減らすということが重要だが、アウトソーシングをするとどうなるかということ、本庁か市役所職員は減るけど、アウトソーシングした人の人件費、人員が増えるわけ。だから極端に言うとトイレ行く人の数は一緒に変わらない。アウトソーシングすると人件費にならずに科目は物件費といって化ける。だから人件費が少なくなったように見えるけど、物件費という名前で増えている。そうでしょ。間違いありませんね。

鈴木総務部長

はい。(アウトソーシングすると人件費が)委託料に変わります。

鈴木会長

だから人件費は減ったように見えるが、物件費という人件費は増えているということになるから、アウトソーシングをやることはいいけど、全体の人員を減らす、仕事量を減らすということをやらないといけません。こういうことなんです。まだまだ市政経営の問題は、人件費の取り組みはもっと行革審でもやっていきたいと思いますから、皆さんの方も革新的な案を出していただくようお願いします。

伊藤会長代行

どうもありがとうございました。

秋山委員

一言だけ言わせていただきたいです。

第一次行革審で色々なことをして、結果的に市長選もあって、市長が替わって市の方たちの動きが大分変わったと思うんです。今日の資料を見ても非常に分かりやすくなっていますし、変化していると実感しているけど、それでも、評論家的に勝手なことを言わせていただくと、まだまだ危機感が足りないと思います。病院の問題も資料を見れば、あっ、大丈夫かなって思うけど、

ちょっと突っ込んでいくと実はダメでしたというところです。

その中で、色々な職員手当の見直しというすごく大変なことをせっかくしてきて1.4億円の削減が出来たはずですが、その1.4億円の削減が、実は今回の人事委員会の勧告で、初任給が2千円上がって、ボーナスが0.05ヵ月上がって、それから扶養手当が5百円上がるんです。合計すると2億円くらい増えるはずですが、私のブログの中で細かい説明をしましたが、1.4億円せっかく下げたのに、2億円もう一回上がるということは、行革の方向に今回の人事委員会勧告は逆行している。でも市は人事委員会という大事な委員会の勧告にはノーと言えないんです。行革審の意見ではなくて私の個人の意見ですけれども、市の責任ではなくて人事委員会は全体のお金のこととか、市の危機感について勉強をされたかどうか分かりませんが、ひとつとなのではないかと思うような調査をして、その結果として上げる方向の、せっかくの追い風に対して、向かい風を吹かせるような勧告をされたのではないかと個人的には思っています。そんなこともあって、これから行革はまだ色々な努力をしなければいけないと思いますが、もう少し色々な意味で、市の方からも大胆なアイデアを出してもらえたら。例えば自治会の問題は、自治会の数が山ほどあって、あんなたくさん自治会が要るのかと疑問に思っています。何で自治会が多いかというと、浜松市の町が多いんですね。80万都市でこんなたくさん町の名前があるところなんてないと思うんですが、であれば町を合併をすれば、そんなことも必要だと思いますし、医療センターは病院管理部長、健康医療部長さんの責任ではなく、市長か副市長が、独自のプロジェクトを作って年内に新しい形を考えるくらい色々な意味で大胆なことをやっていただけると嬉しいと思いました。

伊藤会長代行

どうもありがとうございました。私からまとめをさせていただきたいと思います。

大変、多くの意見をいただきました。職員数、給与の見直しは、実施時期も含め活発にご意見いただいたわけですが、見直しの方針、実施時期を含めて是非実現できるようご努力をお願いしたいと思います。職員数の削減と適正化は、来年度、20年度の職員数削減は上積み分が8名というのは止むを得ないという部分があると思いますが、20年度に向けての組織改正は、21年度以降の人員削減につながるよう見直しをしていただきたいと思います。その上で、本人都合による年度途中の退職者もいらっしゃると思っていますので、その分を是非上乘せをして、計画を少しでも上回るよう実績を出していただきたいと思います。21年度に向けての職員数の見直しですけれども、アウトソーシング等それぞれの削減案や分析をした上で、単なる上積みではなく、組織、事務事業という部分から見直すということ。それから業務の廃止も含めて抜本的な見直しをお願いをしたいと思います。まずは本庁の業務、区役所の業務、地域自治センターの業務、市民サービスセンターの業務。区役所がスタートして時間が経ってきています。現状の機能、それから役割分担を見直すことで結果として業務がどうなるのか、より効率的な運営をしていただいて更なる人員削減が出来ると思いますので、是非お願いしたい。もう一つ、第一次行革審でも答申しましたが、将来の環境の変化、それから人口の動きを見据え、現状7つある区を例えば減らす場合にどう職員数を削減できるかのシミュレーションも是非入れていただき、組織のあり方、機能の見直しを2通りも3通りもシミュレーションで出していただきたいと思います。それから、それとつながりますが、区協議会、地域協議会の再編が現在22年3月を目処となっていますが、是非一年前倒して、21年3月に実施していただきたいと思います。

手当については見直しの方針が示されましたが、住居手当は、私は持家、借家共に20年度は国と同じにしたうえで、その後は出来るだけ早く廃止という方向で見直ししていただければと

思っています。これは第一次行革審の答申でも、その方向が示されていると思います。また、特殊勤務手当は第一次行革審の答申で廃止としたものの中で、現段階で、市でまだ継続の方針としているものがあります。減額して継続するものがかなり多く、そのまま継続というものは非常に少ないですが、減額をされたその更には改めて廃止の方向で検討していただきたいと思ます。

来月12月の審議会に向かって提言をまとめていく予定です。先月審議しました執行機関、附属機関は、現在分科会で協議していますので、次回審議会でも審議したいと思っております。よろしく申し上げます。以上でございます。

3. 閉 会

鈴木会長

ありがとうございました。少し時間を過ぎましたが、今日は各分科会の審議を踏まえて色々ご意見が出ました。これで第3回浜松市行財政改革推進審議会を閉会させていただきます。また次回もごさいますのでどうぞよろしく申し上げます。なお行革110番に、傍聴者にも発言させてもらいたいというご意見がかなりございましたけれども、私共だけでもこんなに時間が延びるものですから、なかなか皆さんにご発言いただくことが出来ません。ですから文書なり、電話なり、お手紙なり、メールなりでお送りいただければありがたいと思ます。よろしく願ひいたします。

事務局長

長時間ありがとうございました。次回は第4回ですが12月2日の日曜日、午前9時から浜松商工会議所マイカホールで行います。時間が押しまして申し訳ございませんでした。どうもありがとうございました。

以上により21:14終了

議事録署名人